主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人玉田璋太郎の上告趣意第一点について。

論旨は、違憲をいうが、第一審判決の認定した事実に法令を適用した原判決は、判示第二、(一)ないし(三)の各窃盗の事実を、被告人の当公廷における供述(記録九丁裏)の外、A(同一〇六丁)、B(同一〇七丁)、C(同一〇八丁、一〇九丁)作成提出にかかる各盗難被害届書を補強証拠として認定しており、該事実認定は右証拠により十分肯認することができる。そして、前記A外二名の作成提出にかかる各盗難被害届書は、第一審公判において、被告人がこれを証拠とすることに同意しているから(同一〇丁、一三丁)、所論違憲、違法の主張は前提を欠き採用できない。

同第二点は、単なる量刑の非難であり、被告本人の上告趣意は、事実誤認、訴訟 法違反、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理 由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年一一月二九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 垂
 水
 克
 己

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介

## 裁判官 小 林 俊 三